

伊勢崎市L P ガス料金負担軽減支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 市は、エネルギー価格及び物価高騰により、生活に影響を受けているL P ガス利用者を支援するため、市内のL P ガス供給地点においてガス料金の値引きを行ったL P ガス供給事業者に対し値引き原資分の補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要領に定めるところによる。

第2条 交付の対象となる事業は、L P ガス供給事業者が行うL P ガス価格の上昇に伴う負担軽減に資する事業（以下「支援事業」という。）とし、補助金交付の対象として市が認める経費（以下「支援対象経費」という。）を予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

交付の対象	支援内容	補助金の額
L P ガス供給事業者	値引き原資の支援	1, 0 0 0 円×L P ガス料金の値引きを実施した契約口数×補助対象月数
	実施のための経費支援	L P ガス料金の値引きを実施した契約口数 1件以上1, 0 0 0 件以下の場合 2 0, 0 0 0 円/月 1, 0 0 1 件以上2, 0 0 0 件以下の場合 3 0, 0 0 0 円/月 2, 0 0 1 件以上3, 0 0 0 件以下の場合 4 0, 0 0 0 円/月 3, 0 0 1 件以上4, 0 0 0 件以下の場合 5 0, 0 0 0 円/月 4, 0 0 1 件以上の場合 6 0, 0 0 0 円/月

(支援対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) L P ガスの供給事業者（以下「支援事業者」という。）であること。

2 支援対象者は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 市税その他の租税を滞納していないこと。

(6) 市が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(8) この要項による補助金の交付を受けていないこと。

(9) 関係法令や基準等を遵守すること。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、補助金の交付をしないものとする。

(1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体

(3) 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号。以下「条例」という。）第2条第1号

又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）

(4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者

(5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者

(6) その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助金の交付申請)

第4条 支援事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 誓約事項等同意書（別紙1）

(2) 補助金交付額計算表・交付額（別紙2）

(3) その他市長が必要と認める書類

3 提出期限は別に定める。

(交付額の通知)

第5条 市長は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正であると認めるときは交付額通知書（様式第2号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 支援事業者は、補助金の交付額の通知を受けた場合において不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に、取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(支援事業の経理等)

第7条 支援事業者は、支援事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 支援事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(申請内容の変更等)

第8条 交付額通知後に、支援事業者が支援目的に変更をもたらす事業の実施内容を変更しようとする場合は、交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 交付変更申請書に添付する書類については次のとおりとする。

(1) 補助金交付額計算表・交付額（別紙2）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更を認めたときは、内容変更承認・不承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 支援事業者は、支援事業が完了（廃止した場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 補助金交付額計算表・交付額（別紙2）

(2) 支援（値引き）を行った対象者一覧

(3) その他市長が必要と認める書類

3 支援事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第9条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第11条 市長は必要に応じて支援事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することができる。

2 市長は事業者が本要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 支援事業者は前2項により補助金の交付決定が取り消された場合は、市長が指定する期日までに遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第12条 支援事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、支援対象事業の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月27日から施行する。